

群馬県温泉協会と温泉療法医の活動状況について

東大物療内科 木暮 敬

群馬県は全国有数の温泉県で、31の市町村に温泉があり、温泉地数89、源泉総数324、うち235源泉が利用されている。湧出量は自噴、動力あわせて 73417 l/min で自噴量は動力揚湯の約4倍弱にあたる。温泉利用の宿泊施設数は609（収容定員63391人）、年間延宿泊利用人員は6097644人。（57年度環境庁統計数値）。群馬県の四大温泉とは伊香保、草津、四万、水上をいい、国民保養温泉地は四万、鹿沢、上牧・奈女沢、片品の四ヶ所。このうち四万は国民保健温泉地でもある。温泉行政は群馬県衛生環境部薬務課の所管で、温泉審議会、温泉分析、利用許可業務などを実施している。

社団法人群馬県温泉協会は温泉の保護と適正利用の促進を図るために温泉地の整備、調査、研究および指導をおこない、県民福祉の向上に寄与することを目的として、温泉研究者、温泉所在市町村、温泉業者の三者により、昭和52年2月26日に設立され、会員数198名、事務局を薬務課内に置き、県との協調のもとに温泉の保護と適正利用が計られている。

この法人は、研修会、講習会の開催や、機関誌「群馬県温泉協会誌」「群馬県温泉史誌」の発行のほかに温泉審議会委員の推薦もおこなっている。また全国的にみて県単位では類例のない学術部を有し委託事業も実施している。

1. 学術部会

学術部会は温泉科学班（地質、分析、生物、微気象）、温泉医学班（湯治実態調査、温泉療養の指導と相談、温泉の実験的研究）、温泉史学班（温泉史料調査、近世温泉史研究、温泉建築史）に分かれ、温泉に関する調査研究、温泉に関する指導、協会事業の専門事項に関する助言を実施している。

2. 温泉利用認定委員会

昭和50年7月12日に環境庁から温泉の利用基準についての通達が出、昭和51年5月、日本温泉気候物理医学会に温泉療法医認定制度が発足し、群馬県では六名の温泉療法医が認定されたことによって、全国にさきがけて温泉協会長の諮問機関として温泉利用認定委員会が設置された。委員会は温泉療法医および県医師会の推薦する医師若干名をもって構成し、年3～4回、温泉の浴用、飲用について調査、審議し、その適否の決定を行い知事に答申している。

3. 温泉スポーツ指導員の養成

群馬県温泉協会では、群馬県スポーツ振興事業団の協力を得て温泉スポーツ指導員の養成事業を実施している。この指導員制度はわが国で最初の試みであり、指導員は温泉療法医の補助者と

して各温泉地で療養者の指導をする人達である。養成の対象は、温泉関係業務に従事する男女で温泉地の定住者。養成人員は一回40人を標準として、県下の各温泉地で指導員養成講習会を開催している。講習会は教養科目と実技科目に分けられ、内容は、温泉地衛生学、温泉分析表の見方、温泉地質学、気候療法概論、温泉医学、施設見学、実技では、走れ走れの基本、軽体操、軽スポーツ、ゲートボール、健康テストで、合計35時間の講習。受講者には「温泉スポーツ指導員認定証」と「ゲートボール講習終了証」を交付している。この指導員は温泉療養に対する相談や指導だけでなく、軽体操やゲートボールの指導もでき、現在までに資格取得者は134名に達し、各温泉地で活躍している。

4. 群馬県温泉療法医会

温泉療法医が58年度に11名に増加したのを機に、群馬県温泉療法医会を発足させた。これも県単位では全国で最初である。

温泉療法医の活躍の場としては、前記学術部、温泉利用認定委員会、さらには県温泉審議会への参画などが挙げられる。なお国民保養温泉地、あるいはそれに準ずる温泉地においては温泉療法医が常駐するように配慮し、足らざるところは温泉スポーツ指導員と連絡を密にし、温泉療法医会においても県下の温泉の地域分担を決定して近代的温泉保養、療養ができるよう努力している。